

平成27年度 第1回 大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会 議事要旨

1. 開催日時・場所

○日時：平成27年9月29日(火) 15:30～18:15

○場所：大阪府西大阪治水事務所

2. 出席委員

尾崎 博明 委員 (会長)
貫上 佳則 委員
島田 洋子 委員
西田 修三 委員 (会長代理)
細見 正明 委員

3. 主な内容

(1) 会長選任について

- ・審議会規則第5条に基づき委員の互選により、尾崎委員が会長に選任された。
また、審議会規則第5条に基づき、尾崎会長が西田委員を会長代理に指名した。

(2) 正蓮寺川について

・環境対策の経過及び環境監視計画、現在の工事・現場状況について

- 今後の環境監視について、工事が終わった後、地下水等には2年間継続して監視を続け2年度に審議会に諮問と書かれているが、その間は審議会での報告、諮問は特に考えておられないのか。(西田委員)

→報告については、これまでどおり毎回の会議で、それ以前の監視結果をご報告する。(西大阪治水)

- 阪神高速道路の工事において、平成27年度で工事終了となるが、ポンプ場工事がおわるまで仮水路埋立柱としてのその他汚染土を仮置きされるということだが、その間、仮置き土の管理、監視、および責任の所在について不明瞭である。今後の管理の仕方についてご説明願いたい。(尾崎会長)

→工事占有者が居る箇所については占有者が管理を行うが、いない部分についてはもともとの土地が国土交通省名義、大阪府が管理しているので、大阪府が管理をするということが大前提になる。ただ、具体的な管理方法については現在、総合整備事業の関係者間で協議を行っている段階であり、阪神高速の撤退までには整理したいと考えている。一義的には管理責任者は河川管理者ということになる。(西大阪治水)

→★不明確なまま進むと困るので十分留意していただきたい。(尾崎会長)

・今後の工事（阪神高速道路）について

●濁水処理について、現場を見せていただいてpH調整槽と濁水処理槽が離れていたが、処理の過程であんなに離れた距離を行き来させるのか。（細見委員）

→濁水処理施設については釜場排水などその他汚染土に触れた水を凝集沈殿、砂ろ過を行い、放流基準を満足することを確認して河川放流している。

一方、pH調整槽では、工事用道路を流れてきた主に雨水などについてpH調整後放流している。

処理方法は2本立てになっている。（エマテック）

→考え方に問題はないと思う。（細見委員）

・今後の工事（ポンプ場）について

●現場視察で、マンションなどが隣接しているように見受けられたが、これまでクレームなどはなかったか。（細見委員）

→どうしても埃が舞ってしまうことがあり、周辺住民から何度か連絡が入ったことがある。その場合はさらに散水するなど対策を強化して工事を実施している。それ以降は重ねてのクレームはない。（大阪市下水）

●臭気指数や粉じん濃度の測定はいわゆる境界部で実施されるかと思うが、どの辺りで実施しているのか。（阪神高速の工事とあわせて）（貫上委員）

→正蓮寺川全域、川の両サイドに一般道路があり、敷地境界ということで、その横断橋梁部すべてにおいて、左右岸で臭気と粉じんについて巡回監視、午前1回、午後1回測定をしている。（エマテック）

→これまでに特に異常値のようなものはないか。（貫上委員）

→過去に原位置でセメント固化した箇所を掘削した折にはアンモニアが、底泥浚渫時には硫化水素が発生し、対策を取っている。特にアンモニア対策では散水だけでは収まらないので消臭剤としてクエン酸を混ぜ少し酸性の状態です散水するなど環境対策を実施しながら工事を進めている。

●排水処理について、阪神高速とポンプ場工事で、別々に実施しているのであれば、阪神高速の施工部は工事が終われば排水処理施設はなくなるのか。

→現在設置しているpH処理槽、濁水処理プラントは撤去する。（阪神高速）

→その他汚染土の仮置き場があり、例えば大雨が降ったとか何か異常事態が生じたときはどなたが処置、監視をされるのか。（島田委員）

→工事占有者が居ない箇所については河川管理者が管理する。施設物の引き継ぎや監視については、関係者間で協議をして詰めたいと考えている。（西大阪治水）

●以前、対策対象土の運搬について、横断橋梁の平面交差部を通ることを審議したが、実態としてどれくらい運ぶのか。（尾崎委員）

→全体で250㎡あり、ダンプは1日あたり40台通過となる。また、ポンプ場工事のほうでPCB汚染土8台を1日で運搬した。

●下水ボックス設置個所で一部PCB汚染土を掘削する際、どのように施工されたのか報告いただきたい。（尾崎委員）

→PCB汚染土エリアについては位置や高さを確認しその他汚染土とは分けて、確実に上流側、阪神高速工事エリアの6面封じ込め箇所に運び入れた。

・今後の工事（大阪市公園）について

●水面は都市の熱的緩衝区域になっているといわれている。参考資料2-1では事業完成イメージでせせらぎの水路が入っているが、資料2-5にはそういうものが見受けられない。表層にせせらぎ水路はあるのか。また、熱的環境緩和という視点はあるか。また、樹木や芝生の散水はどういう形で実施するのか。（貫上委員）

→森巣橋上流部分についてはないが、森巣橋下流部分について若干だが流れを考えているが、熱的環境緩和という視点は無いという方が近い。散水については横断橋梁の盛土部分から給水管を引っ張り、各施設に散水機能を設ける。（大阪市公園）

→なるべく樹木が多くなるとか、熱的緩和の配慮をいただけると有難い。（貫上委員）

●①工事の設計、施工の順位づけの考え方は？

②公園整備（設計）をするにあたって地盤高の優先は公園についての形状が先にあるのか。（西田委員）

→①施工エリアは千鳥橋上流からと設定している。千鳥橋は駅や商店街があり、人の動線を考えて決定した。

②基盤についてはその他汚染土の埋戻し基盤高が既に決まっていたのでそのあとに公園の形状を考えている状況である。（大阪市公園）

●客土は外からもってくるのか、それとも今まだ積み残しているものを使うのか（細見委員）

→森巣橋より上流については阪神高速の施工で、購入土を敷きならしている状況である。（大阪市公園）

●公園事業工事について、ここは下に汚染土があったりで通常とは違うので、現に工事に携わっている方と充分情報交換し、支障のないようによく考慮して進めていただきたい。（尾崎会長）

(3) 神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

- 無害化対策費用には掘削後の砂利の埋戻しの工事費などは含まれているのか。(西田委員)
→処理費以外全て工事費に含まれている。(神崎川出張所)
- 低濃度汚染地域の現状確認については、今回提案いただいた地点で再調査を行い、汚染状況を把握していただくということで、よろしくお願ひしたい。(尾崎会長)
→できれば次回審議会でご報告させていただきたい。(府河川室)
- 対策の優先順位について、順番は提案どおりでよいと思う。ただ、対策事業を進める中で処理費用の単価のようなものを参考資料として提示していただければと考える。優先順位③と④でどちらにしようという時に工事費や事業費がかかわってくるという気がする。また、⑤じゃなくて④をとるのかという話も、容積から考えたら予算的にどちらがいいのかという話にもなるかもしれない。(西田委員)
→ご指摘いただいたような優先順位など考えていく上で必要なデータについては整理してなるべく審議の参考にしていただけるような形にしたい。(府河川室)
→工事費の試算はしっかりしたものが出せるか心配であるが。(尾崎会長)
→かつて(前身の委員会)ざっくりの数字をお示ししたが、膨大な数字になった。今回は現況について再度調査をして対策必要土量を精査し、全体のボリューム感などもあわせてみていただけるように整理したいと考えている。(府河川室)
- ③については、次年度でもできるような感じになるのか。(尾崎会長)
→予算がどうなるかということも当然あるが、③であれば次年度の予算を検討していくことは選択肢としてあるかと思う。(府河川室)
→③を一番上のターゲットとしてやっていくとして、④については継続して調査を行う中で具体的にどうできるかを審議会で検討していくという形で進めることとしたい。(尾崎会長)

(4) 大阪市港湾局でのダイオキシン類底質汚染対策の状況について

- W2の状況というのは出来るだけ速やかに対応をとるというのが必要と思うので試験的にここをどうするかという案をすぐに作っていただいて次回の審議会で審議することに賛成する。(細見委員)
- 早急に対策をとることが必要だと思う。底質の移動、拡散が気になるが、この辺はどのような状況なのか。(西田委員)
→これ以降はここで追跡調査はしていない。あまり川の動きがないところなので大きな拡散はないと考えている。(大阪市港湾局)
- W2はDXNが5000ピコ越えでかなり高いので、速やかというものが委員の意見である。この濃度を見て、やはり放っておけないということなので、審議会とし

ては次回の審議会では工法と環境監視計画についても諮問いただくということをお願いしたい。(尾崎会長)

●測定の間は何年か。(貫上委員)

→平成17年である。(大阪市港湾局)

→大阪府(神崎川)ではデータが古いので再調査したいという説明があったが、大阪市港湾局の場所でも調査データが古いので汚染物の移動・拡散が気になるところである。再度現状調査が可能かどうかも含めて検討いただきたい。(貫上委員)

→検討する。(大阪市港湾局)

(5) 平成26年度府内河川におけるダイオキシン類環境調査結果について

●地点によって測定回数が違うのはなぜか。(細見委員)

→各自治体を実施しているデータですので、自治体によって頻度に違いがある。(大阪府環境管理室)

●ホームページに公開されているので、一般の方がみられたときに誤解をまねかないように、「常時監視地点における調査結果」であることを充分理解できるような表現上の工夫が必要と思う。河川底質での基準超過地点はゼロとなっているが、これ以外、例えば別途大阪府で実施している調査とは違うということを明確にすることが必要と思う。また、地下水汚染では概況調査で汚染状況を把握するために毎年異なる地域で調査を行い、5年で対象地域を一巡して調査されるが、河川底質調査でも同様な方法で調査すべきではないかと感じる。(貫上委員)

→表現について、一般の人の誤解を招きやすいというご指摘については今後検討させていただきます。

河川調査地点については、常時監視ということで、定期的に調査を実施している。

また別途、例えば水質で基準を超えているようなところについては周辺の調査なども実施している。(府環境管理室、府河川室)

4. その他

●特になし

★一般傍聴からの発言受付 → 発言なし